

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

S2022021・2607、2202、SK2021046・2907

③施設の情報

名称：白河学園		種別：児童養護施設	
代表者氏名：園長 鈴木 栄一		定員（利用人数）：40 名（38 名）	
所在地：福島県白河市和尚檀山 2－9			
TEL：0248－23－3059		ホームページ： http://shirakawagakuen.or.jp	
【施設の概要】			
開設年月日：昭和 25 年 3 月 31 日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 白河学園			
職員数	常勤職員：	41 名	非常勤職員 名
有資格 職員数	（資格の名称） 保育士 18 名 社会福祉士 4 名 看護師 1 名		
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）
	居室 33		体育館、地域交流ホーム

④理念・基本方針

【基本理念】

社会福祉法人白河学園は運営する社会福祉事業を通して、支援を必要とする一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、幸福で豊かな人生を送ることができるように、ジェントルティーチングを信条とした安心・安全な福祉サービスの実践に努めるものとする。

更に、地域の関係機関との連携や様々な社会資源の活用、職員同士のチームワークにより、一人ひとりに寄り添い、共に生きる社会の実現を目指し、地域福祉の向上に寄与するものとする。

【基本方針】

(1) 人権尊重

一人ひとりの人権を尊重し、心身の健やかな育みを支援する。

(2) サービスの質の向上

個別の計画に基づいた自立支援に努め、良質なサービスの提供に努める。

(3) 地域福祉の推進

地域に開かれ、信頼される施設づくりに努め、地域との交流や協同を通して地域福祉の推進を図る。

(4) 人材育成

職員一人ひとりの能力開発・技術習得を推進し、資質の向上を図る。

(5) 健全経営

経営基盤の強化と事業経営の透明性を図り、健全で活力ある法人経営に努める。

(6) 法令遵守

法人経営の基本となる各種法令・社会的規範・モラルを守る。

⑤施設の特徴的な取組

職員全員が法人の理念に掲げているジェントルティーチング（①安心と安全 ②愛されること ③愛すること ④人間的な関わりをもつこと）を信条として、子どもたちをかけがえのない存在として尊重し、自己肯定感が高まるように力に依らない関わり方に努めている。

施設の高機能化・多機能化が求められる中、法人内にある障がい児通所支援事業所、相談支援センター、児童家庭支援センターの機能を活かし、入所児童の特性についてのアドバイスや社会資源の利用に関する相談等について情報を共有して支援に繋いでいる。また、地域において子育て家庭が抱えている問題が深刻化する前に早期発見・早期対応に努めている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和6年5月2日（契約日） ～ 令和6年11月18日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度 （令和2年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

1 着実に築く子どもとの信頼関係

大舎制から小舎制になったことに伴い、職員の日も行き届きやすくなり、子どもの主体性や自主性を尊重した柔軟で弾力的な対応をしながら、子どもとの信頼関係を着実に築いている。食事の場面では、子どもの要望を聞いて、その日の献立を考え、食材を買って料理し、休日には子どもの希望に応じて洋服やおやつを買いに出かけるなど、本人の意向を最大限に尊重しながら取り組んでおり、子どもたちも自分の希望や提案を職員に伝えやすい環境である。

2 子どもの意向や主体性に配慮した養育・支援

基本理念にも示されているジェントルティーチングを信条とした養育・支援を実践するために、全職員に対し実践を学ぶ研修を行い、子どもに寄り添った支援ができるよう施設全体で取り組んでいる。

子どもは、自分の将来を考える際も、それぞれの目標を持つことができおり、進学や就職などの進路についても、経済的なことも含めて職員が相談にのるなど、親身になって支援している。また、退所した子どもに対しても、丁寧に対応していることは心強いことである。

◇改善を求められる点

1 中・長期計画の策定について

単年度事業計画書に「中・長期目標」が記載されているが、具体的な計画とはなっていない。「中・長期計画」の策定にあたっては、対象となる期間（3～5年間）を設定し、経営環境や経営状況を踏まえて改善点や課題を整理し、社会的養護施設の高機能化・多機能化に向けて、収支計画を伴った具体的な取組として策定してほしい。また、管理職のみでなく、職員も計画策定に参画させ、中・長期計画を単年度事業計画に反映させながら着実に実行するとともに、定期的な評価や見直しができる体制（仕組み）を検討いただきたい。

2 自らの成長を感じることができる人材育成について

基本理念に期待する職員像を明記し、キャリアパス基準表に求められる能力などを示しているが、職員一人ひとりの目標の設定等が行われておらず、それぞれの職員の研修計画も作成されていない。また、業務評価制度があるものの、管理職からの一方的な評価となっている。

今後は、職員自らが各々の知識・経験に応じた目標を掲げ、管理職と取組状況や目標の達成度などを確認する機会を定期的に設けるなど、職員が高いモチベーションを保ち続けられるような仕組みを整備してほしい。

3 定期的に検証し、改善し続けるための取組

養育・支援についての標準的な実施方法をはじめ、これまでの取り決め等の文書化が不十分であった。公益性・公共性が高い社会福祉法人として職員が誇りをもって日頃の業務を行うためにも、また、職員誰もが理解し、必ず行わなくてはならない基本的な内容を共有するためにも文書として明示してほしい。文書化にあたっては、委員会活動なども活用し、特定の職員の負担を軽減させるとともに、定期的に検証しながら改善し続けることができるよう、組織的な仕組みを整備してほしい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回、第三者評価を受審し、改めて改善しなければならない部分と適正な評価を得た部分が認識することができました。今後、計画的に改善を進めてまいりたいと思います。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ—1—（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ—1—（１）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント> 法人の理念に基づき、人権の尊重や個人の尊厳に関わる職員の姿勢を明確にしており、職員や子どもへの周知は図られているが、保護者への周知は行っていない。 パンフレットには、理念のみの掲載に留まっているため、基本方針についても理念とあわせて周知することが望まれる。		

Ⅰ—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ—2—（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ—2—（１）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント> 全国児童養護施設協議会をはじめとする関係機関・団体への会議に参加し情報を収集している。 また、児童家庭支援センターのショート利用を受け入れる際、地域で生活する子どもについて、どのような特徴を持つ子どもが多いのかなど把握に努めている。 法人の相談援助事業の運営を通して、地域の各種福祉計画策定動向等について、情報を把握し分析している。		
③	Ⅰ—2—（１）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント> 事業計画は、年度ごとに運営目標として掲げ、経営状況や改善すべき課題について総会会議で協議し、理事会の承認を得ている。		

また、毎年度４月の職員会議で、理事長や法人事務局長から、事業計画をはじめ法人の基本理念や運営目標、中・長期目標等を説明し、施設長からも職員としての心構えやあるべき姿について職員に周知している。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（１）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—（１）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 事業計画書に「中長期目標」が記載されているが、期間が定められておらず、その裏付けとなる収支計画がなく、具体的な中・長期計画となっていない。 今後は、計画の対象となる中・長期の期間を定め、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえて、養育・支援の内容や設備の整備、職員体制、人材育成等も含めた具体的な計画を策定してほしい。		
⑤	I—3—（１）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 単年度計画は策定されているが、中・長期計画に具体的な数値目標などが掲げられておらず、また収支計画書も策定されていないことから、中・長期計画の内容が単年度計画に反映されているとはいえない。 まずは、事業計画（中・長期計画と単年度計画）について、策定や評価についての体制を整備し、職員の参画をもとに組織的に取り組み、職員の理解を十分促してほしい。		
I—3—（２）事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—（２）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<コメント> チーム会議やリーダー会議等で検討後、総合会議で事業計画の素案をまとめ、次年度の事業計画に反映している。また、毎年度４月の職員会議にて、職員へ事業計画を配布し説明を行い、共通理解を図っている。 今後は、実施状況の把握や評価、見直しが組織的に行われるよう手順等の策定を検討してほしい。		
⑦	I—3—（２）—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント> 子どもに対しては、各ホームで開催している児童集会にて職員配置やホーム内編成などとともに事業計画の主な内容について説明している。 一方で、保護者に対しては求められた際の開示に留まっているため、保護者に対する周知、説明について施設としての原則的な方針、姿勢を明らかにし、それに基づいた対応に努めてほしい。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—（１）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—（１）—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
＜コメント＞ PDCA サイクルに基づき、自立支援計画票の見直しを行う等、養育・支援の質の向上に努めている。 今後は、第三者評価で得られた評価をもとに、年に１回以上の自己評価を行うなど組織的な体制を整備してほしい。		
9	I—4—（１）—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
＜コメント＞ 前回の第三者評価受審後、明らかになった課題や改善内容について検討するための会議は、コロナ禍で継続できなかった。 今後は、一部の職員による対応ではなく、委員会の設置や手順書の作成等により、職員全体で改善計画を策定する仕組みを検討してほしい。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—１—（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—１—（１）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
＜コメント＞ 施設長は毎年度４月の職員会議で事業計画に基づき、施設の方針や自らの役割・責任について表明している。 また、災害時等における施設長の役割と責任や、不在時の権限委任等についても「自然災害発生時における業務継続計画」に明文化されている。		
11	Ⅱ—１—（１）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 施設長は県内外の福祉に関する会議や研修に積極的に参加するとともに、遵守すべき法令についても広く学び、その資料等を職員に閲覧できるようにしている。 しかし、職員への周知は職員室での閲覧や口頭による伝達に留まっており、今後は書面を用いた職員会議での説明など全職員への周知に努めてほしい。		
Ⅱ—１—（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		

12	Ⅱ―１―（２）―① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	㉖・b・c
<コメント> 職員会議やリーダー会議等で養育・支援の現状を把握・分析するとともに、ジェントルティーチングによる力に依らない信頼関係に基づいた関わりについて説明し、その考えが職員に浸透している。 また、養育・支援の質の向上のために職員や施設長自らも研修会に参加するとともに、年２回の職員面談の際に助言等を行っている。		
13	Ⅱ―１―（２）―② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉖・b・c
<コメント> 施設長は、経営状況や次年度の財務シミュレーション等を分析しリーダー会議等で共有し、職員の意識形成を図っている。 また、職員の意向を把握し、就業規則や規程の見直しを図り、働きやすい環境づくりに努めている。		

Ⅱ―２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ―２―（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ―２―（１）―① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㉖・c
<コメント> キャリアパス基準表により職層ごとに求められる能力や資格等が具体的に示されているとともに、事業計画内にある研修計画により職員の育成方針や計画を明示している。 今後は、施設の定員変更に伴う具体的な職員配置計画等について、中・長期計画に明文化するなど検討してほしい。		
15	Ⅱ―２―（１）―② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉖・c
<コメント> 業績評価制度に基づき、年１回上司が職員の業務評価を行い、任用・給与制度に反映している。 業績評価制度は開示もできることとなっているが、これまで開示を希望した職員はおらず、直接職員から意見を聴取する機会は設けられていないため、今後は職員が自ら将来を描くことができるよう自己評価を取り入れるなど、職員が働く意欲をより強く持つことができる体制づくりの取組が望まれる。		
Ⅱ―２―（２）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ―２―（２）―① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉖・b・c
<コメント> 施設長の定期的な面談のほか、相談がある場合は随時各ホームリーダー等に相談することができ、把握された職員の意向は勤務体制や有給休暇に反映されている。		

また、これまで半日単位でしか有給休暇を取得できなかったが、職員の意向を反映し時間休も取得できるようにし働きやすい環境づくりに努めている。		
Ⅱ—２—（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—２—（３）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 基本理念やキャリアパス基準表により目指すべき職員の姿を明記し、業績評価制度や白河学園チェックリストにより個別面談を行っているが、職員一人ひとりの目標設定について書面で確認できなかった。 業績評価制度において職員の目標設定、進捗状況の確認、振り返り等を可能にするなど、自らの成長を実感できる仕組みづくりが求められる。		
18	Ⅱ—２—（３）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<コメント> 毎年度の事業計画の中にある研修計画には育成方針及び、施設内研修や施設外研修等の内容が明示されている。 今後は、計画されている研修について、定期的に総合的な評価や見直しをする仕組みを整備してほしい。		
19	Ⅱ—２—（３）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<コメント> 事業計画にはその年度の研修計画が策定されキャリアパス基準表により経験年数に応じた研修に参加できる機会を確保しているとともに、施設長等管理職員がスーパーバイザーとなりスーパービジョンの体制を整備している。 今後は、全職員が外部研修等に参加することができるよう、研修受講履歴や資格の取得状況等の文書化について検討してほしい。		
Ⅱ—２—（４）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—２—（４）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<コメント> 実習生受入れマニュアルが整備され、研修・育成に関する基本姿勢が明文化されている。また、保育士の実習生を年間40名程度受け入れており、事前オリエンテーションでは施設の概要や理念等に関して説明を行っている。 今後は、実習指導者に対する職場内研修や外部研修等の受講について検討してほしい。		

Ⅱ—３ 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—３—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—３—（１）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c

<コメント> ホームページに法人の理念・基本方針、定款、諸規程、第三者評価事業の受審結果、苦情受付体制、現況報告、法人決算報告が掲載されている。 公益性・公共性の高い法人であることから説明責任を果たすため、今後は事業計画や事業報告、予算についてもホームページに掲載するとともに、地域に向けても印刷物や広報誌等により施設の役割を示してほしい。		
22	Ⅱ—3—（１）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> 公認会計士による２か月に１度の外部監査を実施し、指摘事項についても改善に向け速やかに取り組んでいる。 今後は監事による監査以外にも、事務や経理上の手続きが適切に行われているか法人内部によるセルフチェック体制の構築について検討してほしい。		

Ⅱ—４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—４—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—４—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 基本方針の中で地域との交流や協同を通して地域福祉の推進を図ることが明示され、施設職員が町内会や子供会の役員を担い、見守り隊活動に参加している。 コロナ禍で学園祭は実施していないが、白河スポーツ祭への参加や子どもの買い物への支援など地域の社会資源を積極的に利用している。		
24	Ⅱ—４—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<コメント> 「ボランティアの受け入れに関する方針」にボランティアの受け入れに対する基本姿勢が明示され、ボランティア受け入れ時には活動する際の尊厳事項を説明し確約書を提出していただいている。 今後は、ボランティア登録手続きや受入手順、事前説明等一連の流れがわかるようなマニュアルを整備し、子どもとの交流を図る視点等で必要な研修や支援を検討してほしい。		
Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<コメント> 社会資源リストは、関係機関・団体一覧を職員室に置き、職員間で情報共有している。 また、関係機関・団体との処遇検討会が定期的開催されるとともに、就労支援機関情報交換会に参加して退所した子どもの支援に取り組むなどアフターケアも積極的に行っている。		

Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> 子どもたちが通う学校の役員会や町内会、子供会等の活動に参画し、地域の子育てニーズ等の把握を行っている。 今後は、子育てニーズだけにとどまらず、地域の福祉ニーズや生活課題など、公益的な取組につながる情報の把握に努めてほしい。		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<コメント> 地域の除草や除雪を積極的に行うとともに、会議室の無償貸し出しや福祉団体の視察受入れなどに取り組んでいる。 今後は、これらの取組を事業計画に位置付けるとともに、災害時における行政や地域との連携・協力について検討してほしい。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 基本理念や基本方針に子どもを尊重する姿勢が明示され、毎年度４月に開催する職員会議で、法人理念やジェントルティーチングについて理事長や法人事務局長、施設長から説明している。また、職員が理解し実践するための取組として、職員倫理綱領が策定されており、毎年、職員は白河学園チェックリストで確認し施設長と面談するなど、定期的な対応をしている。		
29	Ⅲ—１—（１）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
<コメント> 職員倫理綱領にプライバシーの保護について定め、さらにプライバシー保護マニュアルを作成している。プライバシー保護の観点から室内間仕切りを行い、入浴や排泄支援にあたっては同性が関わるよう配慮しているが、勤務形態によっては異性が対応する場合もあり、そうした際は本人の意向や同意を口頭で得て支援している。 今後は、こうした取組を行っていることを、事前に子どもや保護者等に周知し、信頼を得られるよう努めてほしい。		
Ⅲ—１—（２）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用	a・b・c

	に必要な情報を積極的に提供している。	
<コメント> 入所予定の子どもや保護者に対しては口頭による説明が中心となっており、施設を紹介するパンフレットやホームページはあるものの誰にでもわかるような内容とはなっていない。 今後は、子どもの年齢や特性に応じた資料を作成するため、子どもや保護者の意見も取り入れながら見直し、活用してほしい。		
31	Ⅲ—１—（２）—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<コメント> 子どもの養育・支援にあたっては、それぞれの自己決定に十分配慮しながら話し合い、その結果を自立支援計画に記載して支援している。 これまで意思決定が難しい子どもに対しては、絵カードを活用するなどの配慮もしているため、これまでの取組をルール化し、どの職員も同様の手順、内容で説明できるようにしてほしい。		
32	Ⅲ—１—（２）—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<コメント> 家庭への移行に伴い医療機関の変更があった際は、これまでの内容が引き継がれるよう資料を作成するなどしてきたが、こうした取組を手順や引継ぎ文書として定めてはいない。 今後は、説明にあたっての偏りや取りこぼしが生じないよう標準的な手順や引継ぎ文書を作成してほしい。		
Ⅲ—１—（３）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—１—（３）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 小舎制への移行に伴い、子どもの要望や希望を取り入れやすい環境になってきているため定期的な調査は実施していないが、施設は児童ホーム会議を定期的に開催し、子どもの満足度について確認する機会を設けている。 今後は、子どもや保護者等から養育・支援に対する満足度を評価できるよう仕組みを検討してほしい。		
Ⅲ—１—（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<コメント> 苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決の体制を整備し、掲示物を作成して各ホームに掲示しているが、子どもや保護者に対する説明は十分ではない。 今後は、子どもや保護者に対し苦情解決の仕組みについて分かりやすい資料で周知するとともに、苦情を申し出やすいよう工夫してほしい。		
35	Ⅲ—１—（４）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備	a・b・c

	し、子ども等に周知している。	
<コメント> 子どもが話しやすい環境に配慮したスペースを各ホームに確保し、日頃から職員は子どもが相談や意見を述べやすい雰囲気づくり、関係づくりに努めている。 今後は、複数の相談相手や方法があることを文書にまとめ、子どもや保護者等に周知してほしい。		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<コメント> 普段から職員は丁寧な傾聴に努めており、子どもからの意見や希望、提案等は、児童支援記録システムを活用して職員間で共有し、チーム会議やリーダー会議、総合会議などで組織的に対応している。 今後は、これまでの手順、具体的な検討・対応方法などを対応マニュアルとして整備し、定期的な見直しに努めてほしい。		
Ⅲ—１—（５） 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<コメント> 事故やヒヤリハットの事例は児童支援記録システムに記録し、日頃から事例の収集を行い、毎月開催するチーム会議において検証し、今後の対応をまとめ再発防止に努めている。 今後は、これまでのリスクマネジメントに関する取組をマニュアルとして整理し、職員会議などで周知徹底を図るとともに、職員に対する研修を実施してほしい。		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 感染症に対する各ホーム基準を作成し、感染症の流行に応じながら、適宜、職員に情報提供するなど感染拡大防止に努めている。 今後は、感染症予防を含めた体制について責任と役割を明記したマニュアルとして整備し、定期的に見直してほしい。また、定期的な勉強会を実施するなど、普段から職員が適切に対応できるよう取り組んでほしい。		
39	Ⅲ—１—（５）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<コメント> 自然災害発生時における業務継続計画を策定し、災害発生時の行動基準や安否確認の方法、職員の参集基準を定め、定期的に訓練を実施している。 今後は、実行性の高い業務継続計画となるよう見直しを図るとともに、不十分な備品等は計画的に購入できるよう組織的に行う仕組みを検討してほしい。		

Ⅲ—２ 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<コメント> 子どもの日課をまとめた処遇業務手引書や子どもの権利擁護、プライバシーの保護についてマニュアルや白河学園チェックリストはあるものの、標準的な実施方法として文書化されていない。 今後は、子どもの状況等を踏まえながらも基本となる実施方法を定め明文化してほしい。		
41	Ⅲ—２—（１）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<コメント> 子どもの状況や要望、希望などに対し、柔軟に対応することはできているが、標準的な実施方法の文書化が不十分であり、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているとは言い難い。 今後は基本となる標準的な実施方法を定め、定期的に検証・見直しを行う仕組みを検討してほしい。		
Ⅲ—２—（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—２—（２）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<コメント> 運営規程に自立支援計画の作成と開示について定めがあり、アセスメントシートで現状を確認し、ホーム会議やチーム会議で職員間の話し合いを重ねて自立支援計画を策定している。 今後は、アセスメント手法に関する書面をアセスメントの記入方法などを含めて具体的に整理し、一連のプロセスを明記し手順を踏んで策定してほしい。		
43	Ⅲ—２—（２）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<コメント> 普段の子どもたちの様子は適切に記録され、自立支援計画は緊急の場合を除き６ヶ月ごとに各ホーム会議で評価し、見直しているものの、それを手順として明示している文書は確認できなかった。 今後は、現在の取組を手順として整理し、文書として明示してほしい。		
Ⅲ—２—（３）養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—２—（３）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<コメント> 児童支援記録システムを活用して、子どもの身体状況や生活状況等を記録し、職員間で		

共有するとともに、ホーム会議やチーム会議、総合会議を定期的を開催し、横断的に取り組んでいる。		
今後は、記録にあたっての指導について、口頭だけでなく記録要領等を作成するなど、記録の範囲や共有化にあたってのルールを明示してほしい。		
45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<コメント> 個人情報保護規程や文書管理・保存規程において、保有する個人情報の適正な取り扱いに関して必要な事項を定め、児童支援記録システムへのログインはIDとパスワードを要するなど、個人データの適正管理に努めている。 今後は、開示請求にあたっての様式を整備するとともに、情報が外部に流出しないよう職員に対する教育、研修を徹底してほしい。また、施設に対する信頼を得るためにも子どもや保護者等に対する説明は、丁寧に行ってほしい。		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
<コメント> 被措置児童等虐待防止マニュアルに基づき対応しており、職員会議において施設長による権利擁護に関する研修会を全職員に対し実施している。 また、人権擁護のためのチェックリスト及び白河学園チェックリストを用いて全職員が自己チェックを行うとともに施設長との面談を年2回行っている。		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・b・c
<コメント> 自他の権利について正しい理解がもてるよう、児童ホーム会議等で説明するとともに、日常生活の中で子どもの年齢等に応じた支援を行っている。 今後は、子どもの権利に関して職員会議等での共有や受講研修資料の閲覧だけではなく、定期的に職員間で学習する機会を持ってほしい。		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		

A③	A—1—（３）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 子どもの発達状況に応じ、担当職員や家庭支援専門相談員、児童相談所と連携して伝えるタイミングを確認しながら生い立ちを振り返る取組を行っている。 また、子どもの成長過程にあわせ写真にコメントを添えながらアルバムを作成し、見たい時にはすぐに見ることができるようにしている。		
A—1—（４）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（４）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㉒・c
<コメント> 就業規則の中に厳正に処分する仕組みを明文化し、さらに被措置児童等虐待防止マニュアルを整備して、職員会議等で周知している。 今後は、子どもが自分自身を守るための知識を深め、具体的方法について学ぶ機会を設けるとともに、被措置児童等虐待の届け出・通告制度について説明した掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるよう工夫してほしい。		
A—1—（５）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（５）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 入所する子どもの不安を軽減するため、担当職員は入所前に児童相談所にて面談し、子どもの好みや意向を確認しつつ事前に施設の状況等も説明している。 また、入所する寮の子どもたちには事前にどのような子どもが入所するか伝えるとともに、入所後には子ども同士の相性を見ながら部屋替え等の配慮も行っている。		
A⑥	A—1—（５）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉒・c
<コメント> 進学や就職等退所後の生活に向け、施設が確保したアパートで、希望する高校３年生が一人暮らしをする取組を行っているとともに、退所後にも相談や支援を行っており、その記録についても整備されている。 今後は、小さな問題でも気軽に相談できるよう退所者と職員が交流できる機会を設け、施設で情報共有に努めながら組織として対応してほしい。		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（１）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（１）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㉑・b・c
<コメント>		

ジェントルティーチングに基づき、子どもに寄り添った支援を行うように努めている。 また、子どもの課題等について、全職員がミーティングやホーム会議、リーダー会議など、各会議で情報共有し取り組んでいる。 大舎制から小舎制へ移行したことで、子どもと職員との距離感が近くなり、夕食時には子どもが職員と表情豊かに生き生きと会話を交わしている様子がうかがえた。		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㉖・b・c
<コメント> 施設の小規模化が進み、各ホームにて専任職員を含む職員を配置するとともに、子どもたちが安心感や愛着関係を構築できるように、ふれあう時間を大切にしている。 スマートフォンを高校生になると所持することができ、使用方法等についても子どもの意思を尊重して利用している。		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉖・b・c
<コメント> 交友関係で失敗していた子どもに対して、親身にアドバイスして相談にのり温かく見守っている。 また、スマートフォンの使用についてアドバイスしながら不都合なことがないかどうか見守っている。		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉖・b・c
<コメント> ボランティアの協力のもと、学習ボランティアや茶道、華道を通して、子どもの情緒の安定が図られている。 玩具に関しても、プラレールなど各ホームにて年齢に応じたものを用意している。 子どもの発達段階に応じて「はしトレニング」「トイレトレーニング」等、上手にできるように接している。		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉖・b・c
<コメント> 掃除や洗濯をはじめ、自分の身の周りのことが身につくよう支援している。 タブレットやゲーム、SNS など、インターネットを使う機器に関する適切な使用方法を、随時子どもたちに伝えている。 また、白河スポーツ祭への参加など地域社会への参加の機会を設けている。		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉖・b・c
<コメント>		

何を食べたいかの希望を聞き、毎日献立を決めて食材を購入している。土曜日には、おやつを職員と一緒に購入している。たこ焼きパーティーや流しそうめんやおやつも一緒に作るなどして、楽しみながら食事できるように工夫している。残食も記録して、職員間で情報交換して、献立に反映している。部活やバイトの子どもがいるので食事時間の足並みをそろえる事は難しいが、適温で食事できるように配慮されている。		
A—2—（3）衣生活		
A⑬	A—2—（3）—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<コメント> 職員を介して、インターネットで自分の好きな服を注文することができるとともに、地域の衣料店で子どもが職員と相談しながら買い物をするができる。 洗濯の終わった衣類は、それぞれのかごに入れられて、子どもが畳んで収納タンスに戻している。		
A—2—（4）住生活		
A⑭	A—2—（4）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㉑・b・c
<コメント> 清掃は、ホーム毎に土曜日の朝、子どもと職員が分担しながら一緒にしている。 居室空間は、人形を置いたりポスターを貼ったり自分好みの空間を作っている。 整理整頓が苦手な子どももいるため、スモールステップで段階的にできるように努力している。		
A—2—（5）健康と安全		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
<コメント> 子どもの状況に応じ、看護師が中心となり各医療機関と連携しながら子どもの健康管理に努めている。 施設の小規模化が進んでいるため、随時看護師と情報共有しながら対応している。 服薬については看護師が1週間毎に配薬し、各ホームの職員室の鍵付きロッカーに保管し、誤薬のないように適切にしている。		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・㉑・c
<コメント> 子どもから性についての疑問や話があった場合は、性に関する本を用い、必要と感じた時に個別に対応している。 今後は、性についての正しい知識・関心が持てるよう、専門家による指導を仰ぎながら		

職員間で話し合っカリキュラムを用意し、活用してほしい。		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㊐・b・c
<コメント> 子どもによる暴力・不適応行動などが生じた場合は、ジェントルティーチングの考えを基に、組織として支援をしている。 子どもの怒りのボルテージがマックスになる前に、どのような行動が適切なのかを一緒に考えるとともに、対応する職員を代えるなど職員のフォローもしっかりと対応している。		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㊐・b・c
<コメント> 小舎制になったことに伴い、職員と子どもとの信頼関係が深くなり、トラブルが大きくなりえない段階で速やかに対応されている。 トラブルがあった際は、現場の職員からリーダー職員へ報告がなされており、施設長も確認し施設全体で対応することとしている。		
A—2—（8）心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㊐・b・c
<コメント> 常勤で心理療法担当職員を配置し、自立支援計画の策定、見直しにあたって心理療法の視点から携わり、専用のスペースで心理療法を行うなど、施設全体で心理的支援が行われている。 また、子どもたちの様子は各ホーム職員と日常的に情報共有が図られており、必要に応じて児童相談所と連携し、保護者等に対しても支援している。		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㊐・b・c
<コメント> 子どもたちはリビングや居室などで学習しており、各ホーム職員が学校と連携を取りながら学力を把握するとともに、忘れ物や未提出のものを確認しながら、子どもに寄り添って支援している。 また、家庭教師や学習ボランティアが定期的に来園し、それぞれの子どもが高等学校、大学進学などの目標をもって取り組んでいる。		
A㉑	A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㊐・b・c
<コメント> 職員が、子どもの希望を丁寧に聞き、話し合いを重ね、必要に応じて児童相談所や保護者との連携を図りながら、それぞれの進路について自己決定ができるよう支援している。		

特に進学にあたっては、給付型を中心とした奨学金について書面を配布しながら説明し、進学の実現に向けて子どもの意思を尊重しながら取り組んでいる。		
A②②	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
<コメント> 職場実習や職場体験は学校と話し合いながら実施しており、アルバイトについては、本人の希望を尊重しながら校則の範囲内で奨励している。 今後は、社会経験の拡大に向けて、実習先や体験先の開拓を行うなど、学生のうちに社会の仕組みやルールを体験する機会を提供してほしい。		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A②③	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<コメント> 家族との信頼関係づくりに向けて、家庭支援専門相談員と各ホーム職員が情報共有しながら、児童相談所と連携して面接、外出、一時帰宅などに取り組んでいる。 今後は、家族と子どもの関係調整にあたっての施設としての支援方針を明確にし、家庭支援専門相談員が家族関係の調整や相談受付の機能を十分発揮できるようになることを期待したい。		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A②④	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<コメント> 施設内に家族交流・宿泊施設はないものの、必要に応じてスペースを確保しながら、親子関係の再構築に向けて児童相談所と連携しながら取り組んでいる。 今年度から再構築に向けた支援計画を策定するなど、これまでの取組を見直している点もあることから、親子関係の再構築に向けた施設の姿勢を明確にし、施設全体で共有してほしい。		